平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇一

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十年七月三十一日以前の日に係る船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十二条、第三十条の四第三項第一号並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の十七第一項第一号及び第二号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職業能力開発推進者の選任）	（職業能力開発推進者の選任）
第二条　法第十二条の職業能力開発推進者の選任は、キャリアコンサルタントその他の同条各号の業務を担当するための必要な能力を有すると認められる者のうちから、事業所ごとに行うものとする。	**第二条**　法第十二条の職業能力開発推進者の選任は、事業所ごとに行うものとする。
2　（略）	2　（略）
別表第十一の三の二（第四十八条の四第一項関係）	**別表第十一の三の二**（第四十八条の四第一項関係）
一～五　（略）	一～五　（略）

科目	範囲	時間（単位は時間とする。）		
		講義	演習	合計
キャリアコンサルティングの社会的意義	一　社会及び経済の動向並びにキャリア形成支援の必要性の理解	二	○	二
	二　キャリアコンサルティングの役割の理解			

科目	範囲	時間（単位は時間とする。）		
		講義	演習	合計
キャリアコンサルティングの社会的意義	一　社会及び経済の動向並びにキャリア形成支援の必要性の理解	三	○	一〇
	二　キャリアコンサルティングの役割の理解	三		
	三　キャリアコンサルタントの活動	四		

（新設）	一・〇〇
（新設）	

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
（新設）